

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月13日

【会社名】 横浜ゴム株式会社

【英訳名】 The Yokohama Rubber Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 南 雲 忠 信

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋 5 丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400 - 4500

【事務連絡者氏名】 総務部長 内 田 寿 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋 5 丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400 - 4500

【事務連絡者氏名】 総務部長 内 田 寿 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月25日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : Alliance Tire Group B.V.
 住所 : Prins Bernhardplein 200 (1097JB) Amsterdam, the Netherlands
 代表者の氏名 : Dirk Peter Stolp, managing director
 Linda Kuiters, managing director
 Lillian Yuen Ming Leong, managing director
 Alain Vourch, managing director
 Gert Jan Rietberg, managing director
 出資の額 : 133,993百万円
 事業の内容 : 農業機械用タイヤ、産業機械用タイヤ、建設機械用タイヤ、
 林業機械用タイヤ等の製造・販売事業を行う子会社の株式保有

名称 : Alliance Tire Holding Ltd.
 住所 : 1 Friedlander Street P.O.B 48 Hadera 3850001, Israel
 代表者の氏名 : Israel (Isia) Tchetchik, director
 出資の額 : 69百万ドル
 事業の内容 : 農業機械用タイヤ、産業機械用タイヤ、建設機械用タイヤ、
 林業機械用タイヤ等の製造・販売事業を行う子会社の株式保有

名称 : Alliance Tire Company Ltd.
 住所 : 1 Friedlander Street P.O.B 48 Hadera 3850001, Israel
 代表者の氏名 : Israel (Isia) Tchetchik, director
 出資の額 : 59百万ドル
 事業の内容 : 農業機械用タイヤ、産業機械用タイヤ、建設機械用タイヤ、
 林業機械用タイヤ等の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社（3社）の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

当該特定子会社	異動前	異動後
Alliance Tire Group B.V.	-	132,923個
Alliance Tire Holding Ltd.	-	150個（うち間接所有分150個）
Alliance Tire Company Ltd.	-	150個（うち間接所有分150個）

総株主等の議決権に対する割合

当該特定子会社	異動前	異動後
Alliance Tire Group B.V.	-	100%
Alliance Tire Holding Ltd.	-	100%（うち間接所有分 100%）
Alliance Tire Company Ltd.	-	100%（うち間接所有分 100%）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成28年3月25日の取締役会において、Alliance Tire Group各社の持株会社であるAlliance Tire Group B.V.（本社所在地オランダ）の全株式を取得することを決議し、同日付で同社の株式を保有するグローバル投資会社であるKKRおよびその他の株主と株式譲渡契約を締結しました。

平成28年7月1日付けにてAlliance Tire Group B.V. の全株式の取得が完了し、完全子会社化したことにより、当該子会社（3社）の出資の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することになったためであります。

異動の年月日

平成28年7月1日

以上